

浮島校区まちづくり集会 開催結果報告書

開催日時 平成25年7月29日(月) 19:00～20:40
場所 浮島公民館 2階 会議室
参加者数 男33人 女6人 合計39人



※ 過去の地域課題の進捗状況報告

空き家対策について

<防災安全課：伊藤課長より報告>

倒壊等による近隣住民の危険防止、迷惑防止の観点から、先進都市で条例制定の事例はあるが、基本的には、あくまで個人の財産管理の問題であり、市としてのかかわり方が大変難しい問題である。

平成23年度に市全域の状況調査をした。現在、市役所の庁内検討委員会で、家屋の適正管理について関係課所で検討している。今後は、他県、他市の取り組み事例も参考にし、愛媛県、県下市町とも連携しながら、積極的に取り組んでいきたい。

浮島小学校西側通路の安全対策について

<道路課：山田次長より報告>

下水道建設課所管で、遊水池から市道新田松神子線までの約370mの雨水管渠整備を、平成26年度から3か年で実施する予定となっている。

この施行時期に合わせ、安全上、懸案となっている隅切りを含む極小箇所については、27年度に実施予定を考えている。

1 校区の課題

課題名（夜間花火禁止条例の制定について）

<浮島 飯尾さん提案>

公共の場所での深夜における花火禁止条例制定の要望ですが、毎年、6月から9月初旬くらいまでの間、海岸や公園などで打ち上げ花火などによる騒音の苦情が相次ぐことから、新居浜市全域において、夜10時頃から日の出の時間帯頃までの間、公共の場所での花火を禁止する条例の制定を強く要望するものであります。

特に浮島海岸では、週末などは、午前3時、4時の明け方近くまで花火が鳴りやまないため、周辺住民は全く安眠できず、さらに、若者たちが騒ぐ声などに恐怖心さえも抱いているという切実な状況が毎年続いております。

この課題については、平成21年・23年のまちづくり校区集会でも取り上げさせて頂きましたが、現行法での自治会、警察での対応では一向に改善されていないのが現状です。

他市でも宝塚市、逗子市、倉敷市などでは『深夜の花火を禁止する条例』が制定されている自治体があり、非常に効果が出たと聞いております。

新居浜市においても早急に条例制定をしていただき、深夜はせめて静かに安眠できる、安全・安心なまちづくりの推進をお願いいたします。

<市長 回答>

以前から何回もこの校区集会でお聞きしてきた課題であり、何とかしなければならないと考えているが、一昨年度、警察との連名で注意喚起の看板を設置しましたが、あまり効果が無いのが実態のようです。

今回、再度警察と協議を行い、市独自に条例制定をとの要望があるということを警察の方に申し入れをした。警察からは、今、愛媛県条例で、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例により、深夜における近隣の静穏を害するような行為の禁止」が定められており、警察官の指示に従わない場合は、中止を指示することができることとなっています。

警察では、この条例に基づき、週末、海岸周辺のパトロールを重点的に実施するとの回答をいただきました。警察もパトロールを強化していただける、地元、市もパトロールなど自分たちが行えることをしっかりと実施する、ということでしたら様子を見守っていただければと思います。

課題名（宇高ポンプ場の改修計画等について）

<浮島 石村さん提案>

宇高ポンプ場の改修計画などについてですが、浮島校区においては、特に「宇高生協東側」、「浮島小学校南側・西側道路」、「佐々木商会東側」周辺においては、近年度々、浸水被害が発生しており、雨が降るたびに周辺住民は大変不安を抱いております。

宇高ポンプ場の整備については、「当初、農業サイドの施設として整備された経緯がある

ことから、早急に下水道施設として整備できるよう移管替えの措置を関係機関と協議する。」

また、小学校周辺の浸水対策については、「平成 24 年度に雨水管渠改修計画の詳細設計を行い、順次、管渠整備を図っていく」との答えをいただいております。

現在の具体的な進捗状況と、できるだけ具体的な今後の見込み、また、管渠整備が整い改善される見通しなどについて、大変心配している浮島校区の住民に対し、詳細な説明をお願いします。

<市長 回答>

現在の宇高ポンプ場は、ポンプ場周辺約 66 ヘクタールの農地を湛水から防除するための施設として、昭和 53 年度から 55 年度に整備したもので、口径 1000 mm のポンプ 2 台により、毎分 265 m³ の排水能力を有しております。

一方、市街地の下水道を整備する公共下水道全体計画での宇高ポンプ場は、受け持つ排水区域が 174 ヘクタール、ポンプ排水能力は毎分 875 m³ 必要になると考えておりました。将来的には新たな「宇高雨水ポンプ場」としての整備が必要となっておりま

す。公共下水道計画に基づいた新たなポンプ場を整備していくためには、都市計画法や下水道法に基づいた計画決定や事業認可を受ける必要がありますが、そのためには、まず県に対し、農業用施設として整備した現ポンプ場を下水道施設として所管替えする手続きを行う必要がございます。

具体的には、今年度から所管替えのための協議を行い、次回の公共下水道事業計画の変更として予定しております平成 29 年度には、新たな「宇高雨水ポンプ場」として国の承認を取得し、平成 30 年度以降に用地買収も含めて事業着手出来るよう取り組んでまいります。

また、浮島小学校西側通学路の雨水管渠の改修計画につきましては、平成 24 年度に詳細設計を実施いたしました。この事業の財源として、国の交付金を充てておりますことから、毎年の予算の事情により進捗に影響がでるものと思われませんが、平成 26 年度から 3 カ年程度で、下流の遊水池側から南へ市道新田松神子線までの間、約 370 m を完成させたいと考えております。

<浮島 石村さん再質問>

説明のあった排水能力で、降雨量に対応できるのか？

H16 災害時に江の口ポンプ場停止の関連性はないとの説明だったが、正しい判断だったのか？

<下水道建設課 伊藤課長回答>

ゲリラ豪雨が日本各地で近年頻繁に起こっているが、雨水排水に係る排水量の考え方は、国の基準に基づき、10 年に 1 回の確率で降る雨量 53 mm/時間を想定しており、一般的な想定に対しては対応できると考えている。

<浮島 石村さん再質問>

平成16年当時の川東地区は、これを上回る降雨量が発生していたと想定される。当時、江の口ポンプ場の運転管理の問題はあったが、浮島校区については、正常に強制排水がなされており、想定を超える降雨量のため、やむを得ず発生したものと考えている。江の口ポンプ場の排水区域は浮島校区と隣接しており、水は高い所から低い所へ流れていく。当然、影響があったものと思われ、今後の雨水施設整備にも、考慮してほしい。

<下水道建設課 伊藤課長回答>

関係部門との協議を進め、適正に施設整備を進めていきたい。

課題名（小学校の通学区域弾力化について）

<連合自治会帳 岡部さん提案>

東日本大震災から2年が経過し、有事の際には、周辺住民がお互いに支えあい、助け合うことの大切さ、また、防犯、防災の面からも、日ごろから学校、家庭、地域の連携が不可欠であり、国を挙げて地域コミュニティの強化、重要性が声高く叫ばれている現状です。

しかしながら、当浮島校区においては、少子高齢化が他校区以上のスピードで進んでいるのに加え、小学校の自由選択制導入以降、浮島小学校は調整通学区域の設定がされていない（昨年：市政だより10月号掲載）にもかかわらず、当小学校区から他小学校への通学例が顕著であり、児童数が大幅に減少しているのが実態であります。

校区連合自治会を構成している町内において、子供が別々の小学校に通学していると保護者同士の交流、子供同士の交流等、意思疎通がなくなり、公民館活動や地域コミュニティにも悪影響が出てしまうのは必至であります。

震災以降、全国的に地域コミュニティの強化策が講じられている中、本市の教育現場は、全く逆の方向に進んでいるのではないかと、大変憤りを感じざるを得ません。そこで伺いますが、

◎浮島小学校区から他小学校への通学している児童数は？

◎他小学校区への通学許可・認可はどのように行っているのか？

◎行政として、浮島校区の現状を真摯に受け止め、浮島校区の地域コミュニティ強化を図るために、改善策をどのように考えているのか？

以上、3項目の質問ですが、この問題は、浮島校区連合自治会として大変強い危機感を持っております。是非、納得できる説明をお願いします。

<松の木 真鍋さん関連質問>

現在、松の木地区から浮島小学校に登校しているのは5名いる。高津小学校へは20～30名いると思う。実際には、どのような理由で、何人の児童が他校に就学しているのか？

<教育長 回答>

小学校区の弾力運用の問題については、従来、学校からの距離が1kmを超える家庭が対象であったものを、問題点の指摘を受け検討した結果、現在では1.5kmを超える家

庭に制限をしております。ただし、すでに兄弟が校区外の小学校に就学中であることや、放課後の監護等の事情により例外はある。

現在、松の木自治会内に41人の対象児童がいて、5人が浮島小学校に就学しているが、36人が高津、神郷ほかの他校へ就学している。就学理由については、すでに兄弟が他校に就学していたり、放課後の監護等の理由により許可している。

<松の木 真鍋さん 再質問>

浮島小学校に就学する子供たちが自治会内にいなくなったときに、松の木自治会はどこ校区になるのかと非常に強い危機感を感じている。是非、変更後の基準を厳しく運用いただくようお願いしたい

2 その他

<浮島 石村さんより質問>

公共下水道の校区内の整備状況と整備完了はいつごろになるか？

<下水道建設課 伊藤課長回答>

現在の人口普及率は、70.4%の普及率となっている。当校区内において、既に下水道整備計画区域に入っている地域については、概ね29年頃までには整備が完了するように努めている。

<松の木 北中さんより質問>

軽自動車税の納付については、コンビニ収納が可能になった反面、従来できていた郵便局での取り扱いができなくなった。なぜか？

<市長 回答>

郵便局での取り扱いができないことを認識していなく、詳細は担当課所に確認して、改めて担当部署から個別に連絡し説明させてもらいたい。

<後日、まちづくり推進員より回答>

郵政民営化法の廃止が主要因で、平成25年4月よりコンビニ収納を始めたことに伴い、原則として郵便局での納付はできなくなり、これまで郵便局を利用されてきた人には大変ご不便をおかけして申し訳ありません。

「周辺に郵便局しかない」など、郵便局での利用を強くご希望される場合は、市民税課に電話いただければ、郵便局用払込票を送付することはできます。ただし、車検用の納税証明書については、大変申し訳ありませんが、別途、市役所（各支所）窓口にて発行手続きが必要となります。